長与町農業委員会会議録

令和３年１１月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和３年１１月農業委員会総会

１．日時　　令和３年１１月２４日（水）　　９時００分から１０時３０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　１２番　原田　正利　　２番　渡邉　章三

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　非農地判断について

第５　　第１号報告　農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出について

第６　　第２号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、おはようございます。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中１２人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、山口委員が少し遅れられるということで、現時点では７人の出席でございます。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　皆さんおはようございます。

今日は３０分繰り上げて会議を招集をいたしましたところ、皆さん方お忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。午前中総会、午後研修という形で二つ並べております。非常に忙しい１日になりそうです。出来ましたら、時間をある程度凝縮をして終了時間は１０時３０分ぐらいに終了したいと。意見がある方はたくさん出していただいて結構でございますので、皆さん方とめいっぱい協議をしていきたいと思います。それでは令和３年１１月の農業委員会の総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名いたします。１２番　原田正利委員、２番　渡邉章三委員を指名いたします。

日程第２、本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が１件、第２号議案　農用地利用集積計画が５件、第３号議案　非農地判断についてが出されております。報告事項は、農地転用専決処分報告が３件です。

それでは、日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。第１号議案の１ページをお開きください。

整理番号９、申請地が、長与町本川内郷（地番）、地目は畑で、３１０㎡。農地区分は、農用地区域内です。申請者は、譲渡人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転で、価格は〇〇円、１０ａあたりの単価は〇〇円です。備考欄に記載している通り、譲受人は申請地を購入し、園地の保全整備を実施して農地の集団化、農作業の効率化により高品質ミカンの生産、経営改善を図ります。譲受人の耕作地は、１８，９０５㎡、労働力は３人です。都市計画区域外となります。

２ページをお開きください。土地の所在ですが、広域でわかりにくいですが、図面の中央部分に、本川内郷の〇〇トンネルがございますが、そこから１２０ｍほど山手のところの、赤色で表示してある場所が、申請地　本川内郷（地番）です。なお、農地の正確な形状や位置等につきましては、３ページの字図で、ご確認いただければと思います。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

永冨　義徳推進委員。

推進委員１　番　　説明させていただきます。１５日の午後から、事務局長さん、森さん、原口さん、お世話していただいております方、それから、私と５人で現地を確認させていただきました。ここは以前（譲受人）が（氏名）さんの土地を相談された場所でございまして、その一角に（譲渡人）の土地がありまして、それをこのたび購入をされるということで現地を確認したんですけれども、現在の状況としては防風林あるいは雑木等をきれいにしておられました。また、今後のこととしましては（譲受人）の息子さんが農業をされるということでございました。状況としては何の問題もないかと思って見てきました。ただ一つ、排水路がどっちにあるのかという気もしていたんですけど。（譲受人）の家のすぐ後でございまして、右側のほうに水路もありますのでそっちのほうに多分、作業道を勾配をつけてされるのかなあと考えておりました。以上でございます。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

７番　原口　司農業委員。

７　番　　永冨さんのほうから説明が詳しくありましたけど、今回申請地は（譲受人）の息子さんが本格的にミカンをやるということで、（譲受人）から（譲渡人）に依頼して３ページの申請地を譲ってもらった形です。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第２号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。１件目と２件目については、関連がありますので、まとめ説明を願いします。

事務局　それでは第２号議案　農用地利用集積計画についてご説明します。第２号議案の１ページから２ページについては、説明を省略させていただきます。議案書の３ページをお開きください。

１件目です。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、お二人いらっしゃいます。（氏名）さん、長与町高田郷（地番)。（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番)、現況地目は田の５５９㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年１２月１日から令和６年１１月３０日までの３年間です。年間の借賃は、〇〇円で、毎年３月末に（貸主）の自宅へ納入します。平成２７年から借り入れており、今回２回目の更新となります。

続けて、５ページをお開きください。２件目も、借主が同じなのであわせて説明します。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、四人いらっしゃいます。（氏名）さん、長与町高田郷（地番)。（氏名）さん、福岡市早良区高取（地番)。（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。（氏名）さん、長与町高田郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番)、現況地目は田の１，２００㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年１２月１日から令和６年１１月３０日までの３年間です。年間の借賃は、〇〇円で、毎年３月末に、（貸主）の自宅へ納入します。平成２７年から借り入れており、今回２回目の更新となります。１件目と２件目あわせて３万円となります。

土地の所在ですが、７ページをお開きください。図面の左側、三根郷の（施設名）から少し先の、橋を渡ったすぐのところにある、赤と青で表示している場所が、１件目と２件目の申請地の２筆でございます。

以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中　光夫推進委員。

推進委員
３　番

１１月１５日の午後２時ぐらいに、福本局長、森さん、柳原委員の４人で現地を確認しました。継続ということで何の問題もないと思います。以上です。

議　長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１０番　柳原　厚志農業委員。

１０番

今、田中委員から説明がありましたが、私のほうから少し補足説明をしたいと思います。（貸主）は、〇〇団地のすぐそばにお住まいです。ここもだいぶ前でしたか、買われて水稲をされていたんですけど、水稲の栽培を出来ないということで、（借主）がまだ元気でされております。そして（借主）の後継者の息子さんもまだ本格的な農業はされていませんけど、休みの日は手伝いをしながら補助をしていらっしゃいますので、間違いないと思いますので承認のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。まずは、１件目について異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

【挙手を確認　議長に報告】

議　長

挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、２件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、３件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　３件目です。８ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番）、地目は田の２，２８１㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年１２月１日から令和５年１１月３０日までの２年間です。年間の借賃は、米〇〇キロを毎年１０月頃自宅へ納入します。平成２５年から借り入れており、今回３回目の更新となります。

土地の所在ですが、１０ページをお願いします。先程の１件目２件目と同じく、三根郷の（施設名）のあたりにあります。図面中央の線路沿いにある赤色で表示してある場所が、申請地　三根郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中　光夫　推進委員。

推進委員３　番　　先ほどの４人のメンバーで１１月１５日に現地を確認しました。これも継続ということで何の問題もないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１０番　柳原　厚志　農業委員。

１０番　　（貸主）は現在サラリーマンですけど、ほとんど農業をされていないです。（借主）が借りられて３回目になります。（借主）は継続で借りられて、非常に熱心に水質管理とか毎朝来てされていますので間違いないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、４件目について、審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第３１条の「議事参与の制限」に該当することを、先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

（〇〇委員退席後）

議　長　　事務局より説明をお願いします。

事務局　　４件目です。１１ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は３筆で、長与町岡郷（地番)、地目は畑の１，３８１㎡。同じく（地番)、地目は畑の６１１㎡。同じく（地番)、地目は畑の４６４㎡。合計３筆で、２，４５６㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物名は果樹です。期間は、令和３年１２月１日から令和１３年１１月３０日までの１０年間です。平成１８年から借り入れており、今回２回目の更新となります。
ここで、本日配布しております、資料№.１の利用権の設定に関する同意書をご覧ください。この農地は未相続農地ですが、利用権の設定を行うにあたり、記載のとおり相続権者の同意を得ております。なお、被相続人は、下段に表示してある、（氏名）さんです。
土地の所在を説明します。１３ページをお開きください。広域でわかりにくく申し訳ありませんが、図面左上に、岡郷の（事業所名）に丸をつけていますが、そこから少し手前にある〇〇バス停付近の、国道から下った場所になります。赤色と青色で表示してある２筆が、申請地　岡郷（地番）と（地番）です。そして、〇〇バス停から山手の方に登った、緑色で表示してある場所が、３筆目の申請地　岡郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんから説明をお願いします。
　１１番　山口　多美子　委員。

１１番　　１１月１５日の１１時３０分より、水谷会長、福本局長、森係長、坂本推進委員と私で現地確認をしました。現地は草刈はされていましたが、葛が巻きついた古い木がそのままになった状態のところもあり、もう少し手を入れるといいなと思いました。（地区名）の畑は（借主）が作ってくださるのでありがたく思っています。今後、荒廃地を増やさないためにも継続で問題ないかなと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
　柳原委員どうぞ。

１０番　　この書類には果実としてあるんですけど、ミカンを植えてらっしゃるんですか。

議　長　　事務局どうぞ。

事務局　　ミカンです。

１０番　　はい、わかりました。

議　長　　他にご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をと

ります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
退席されている、〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

（〇〇委員　着席後）

議　長　〇〇委員に申し上げます。申請があった、農用地利用集積計画につきましては、許可することに決定されたことを報告いたします。
続いて、５件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　５件目です。１５ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は４筆で、長与町岡郷（地番）、地目は畑の１，９０１㎡。同じく（地番）、地目は畑の４９８㎡。同じく（地番）、地目は畑の２８７㎡。同じく（地番）、地目は畑の７８㎡。合計４筆で、２，７６４㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名はオリーブです。期間は、令和３年１２月１日から、令和２０年３月３１日までの１６年４か月です。新規となります。年間の借賃は４筆で〇〇円で、毎年２月に口座へ振り込みます。ここで、この農地の貸し借りについて、森係長より少し補足をします。

事務局　この貸し借りについては、大もとは平成３０年の３月末に農地法３条で一度許可を取ったんですけれども、その時に（氏名）さんと（貸主）の間で、やはり利用集積、相対で貸し借りをしたいというご意向があったみたいで、３条を取消しして３１年４月１日より貸し借りを開始をさせました。ところが、（地番）の分についてだけ解約をしていなかったことがわかり、今回新規扱いとして相対の契約を改めてしたところです。以上です。

事務局　土地の所在ですが、１７ページをお開きください。図面下の（施設名）、それから図面中央の、国道２０７号線の〇〇バス停に印をつけておりますが、そこから山手に登った、色付けしてある場所が、申請地の４筆です。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本秀哉　推進委員。

推進委員８　番　　１１月１５日の１２時くらいに、水谷会長、福本事務局長、森係長、山口委員、私坂本で現地確認をいたしました。それでもう見てわかるというかきれいに草を刈ってあって、オリーブもある程度大きくなっています。きれいに管理されている状態なので、新規ということですけども問題ないと確認をいたしました。以上です。

議　長　　続きまして、続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１１番　山口多美子　農業委員。

１１番　　１１月１５日の１２時より、水谷会長、福本局長、森係長、坂本推進委員と私で現地確認をしました。現地はきちんとオリーブが植えてあって何の問題もないと思いました。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
崎山委員。

４　番　　１６年という長い年月ですが、恐れ入りますがお二方の年齢を教えていただけますか。

議　長　　事務局。

事務局　　（借主）は会社なので年齢はないと考えていただいていいかなと。会社組織で借りられます。（貸主）は〇〇歳です。

議　長　　ほかにご意見・質問はありませんか。
はい。渡邉委員。

２　番　　現地確認で取りあえずオリーブは植えてあったと。始まりは１２月１日ということですよね。だから前の解約、その前の時からもう植えてあったということで理解していいですかね。

議　長　　事務局どうぞ。

事務局　　おっしゃるとおり継続で、先ほど森のほうからも説明がありましたとおり、３条でもともと契約をされていたところを契約の内容を利用集積、今回の議案のような内容に変えられたいという契約のやり方の変更という形になりますので、新規に今回はなっておりますけども、農地の貸し借り自体はもう平成３０年３月からずっと継続でやられておりますので、そういった形で考えていただいていいと思います。

議　長　　渡邉委員いいですか。はい、どうぞ。

２　番　　その後すぐこの契約ができなかったのかと思って。要するにブランクがあるでしょう。４月以降今まで。それが今になって出てこずに相対ですると決まったときにすぐ出来なかったのかなと。

議　長　　事務局どうぞ。

事務局　　これはその当時単に当事者間と事務局も把握、確認が出来ず契約をしたという感じです。今回４筆契約をされているじゃないですか。その３筆を契約したときに契約を結んで、その一筆だけ残してしまったというのが現状という形です。

議　長　　渡邉委員どうぞ。

２　番　　私が言っているのは、今回相対ですよね。前回は３条でしょ。だからそれがもうボツになった時点で翌月でもすぐ出来なかったのかということを言っているんですよ。今まで何か月間か空白がある。それは把握出来なかったのでという意味ですか。

議　長　今、渡邉委員が言われるように、非常に複雑なやりとりをしているということで、事務局としてもその把握が出来なかった。当然その一筆残っていたという部分はあるわけですけども、３条でやったり貸し借りでやったり戻したり、間で相対でやられていたということで、どうも把握がこちらのほうにしづらかったということもあるようです。今後事務局としても一筆一筆確認をしていく。それから、そういうふうに解除をされる場合はまた元に戻すという手続きを迅速にしていただきたいということでよろしくお願いいたします。ほかにありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、第３号議案　非農地判断について、に入ります。件数が多いですので、郷単位で審議したいと思います。はじめに、三根郷の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、第３号議案　非農地判断について、説明します。本日、配布しております、右上に差替と書いてあるＡ３の資料をご準備ください。「令和３年１１月実施非農地通知対象者一覧」ということで、議案書に添付してお送りしておりましたが、少し修正等がございましたので、差替として配布させていただいております。こちらで説明をしたいと思います。朱書きしている部分が、記載の誤りで修正をしたところです。
この一覧は、今年の夏に、皆さまに行っていただきました「農地利用状況調査」において、Ｂ判定、「荒廃が進んでいて、再生利用が困難とみられる荒廃農地」であると判断された農地について、事務局の方でこれまでの農地の状況や農地の場所などから検討し、非農地にして差し支えないと判断したものを候補としてあげております。本日は、この土地につきまして、非農地にすることが妥当かどうかを、ご審議ご判断をいただきたいと思います。また、このあとの流れとしまして、本日、非農地にすることを決定いただきましたら、農地所有者の方へ「非農地通知書」を発送し、農地から除外するという手続きをとる流れとなります。なお、ここにあがっている農地につきましては、事前に各所有者様へお手紙をさしあげ、非農地に

することの意向確認をしております。

この中で、筆番号の５と６と１２について赤線を引いておりますが、この３筆については、今回の非農地判断の対象から除外しております。まず筆番号５と筆番号６の高田郷の２筆は、意向確認のお手紙が訪ねどころ不明で返戻されました。ですので農地所有者の意向の確認ができませんでしたので、今回の非農地判断の対象からはずしております。　次に、筆番号１２の丸田郷の１筆については、所有者本人より耕作をしているというご連絡をいただきましたので、非農地ではないということで除外しました。なので、今回非農地判断の対象となる農地は、１６件２１筆です。

それでは、内容について、地区別に申し上げます。

それでは、三根地区からです。遊休農地の所在地は、筆番号１　三根郷（地番）、面積３，１０５㎡。筆番号２　三根郷（地番）、面積３４１㎡。筆番号３　三根郷（地番）、面積６４３㎡。農振区分は３筆すべて農用地区域です。

場所を説明します。２ページをご覧ください。広域で分かりにくいかと思いますが、まず、筆番号１は、図面右上に表示してある三根郷の〇〇交差点から〇〇方面へ向かう途中の左手にございます。ちょうど三根郷と平木場郷の郷境の場所です。そして、筆番号２と３は〇〇橋を〇〇方面に渡った付近にございます。図面上では、左上になります。

三根郷は以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中　光夫　推進委員。

推進委員３　番　　１１月１５日に福本局長、森さん、柳原委員の４人で確認をいたしました。まず１番ですが、ここは傾斜地でもう随分放っていた感じがしました。それでもう山林化しておりますのでこれは問題ないと思います。２番については、これも随分そのままにしていて芽竹っていいますか、小さな竹が群生をしておりまして、これも再生するのはちょっと難しいかなと思います。面積も割と狭いということもありまして問題はないと思います。３番につきましては孟宗竹及び、普通の木がたくさん茂っておりまして、これはもう随分放置しているのではないかなと思われます。これも問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１０番　柳原　厚志　農業委員。

１０番　　最初に１番の土地は、平木場と三根の郷境のところなんですけど、現状は椎の木とか樫の木とか雑木が生い茂っています。多分もう３０年以上ほったらかしにされていると思い

ますので農地としての再生はちょっと無理じゃないかと思っております。それから、２番目の（所有者）は、農業のほうは全然出来ないです。田んぼとかみかん畑とかほかの農地もたくさんあるんですけど、人に貸して耕作を続けている場所も多くあります。それで、三根郷の（地番）は、昔はミカンを植えていらっしゃったんですけれども、さっき言ったようにどうしても出来ないということでもう２０年余りそのままの状態で荒れ地になってしまっていますので、現状は竹山ですけど、ちょっと再生は不可能じゃないかと思っております。それから３番目の三根郷（地番）は、山林になっていますけど、（所有者）は現在（県外）にお住まいで、４０年余り全然耕作はされておりませんので、現在は竹と雑木が生えていて耕作は不可能じゃないかと思っております。以上です。承認の程よろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、三根郷の３筆について、非農地として判断することに、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。
次に高田郷の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　続きまして、高田地区です。筆番号４・７の２筆です。遊休農地の所在地は、筆番号４　高田郷（地番）、面積２，０２１㎡。筆番号７　高田郷（地番）、面積２４２㎡。農振区分は、２筆とも農振区域内の白地です。
場所を申し上げます。３ページをご覧ください。図面中央にまとめて４～７で丸をしておりますが、図面の右下に表記している（施設名）からバス通りに下った〇〇団地出口の交差点付近の、道沿いにある土地です。
高田郷は以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
山口　健二推進委員。

推進委員
４　番　　この件につきましては、１１月１５日に水谷会長、岡﨑委員、それと私と事務局のほうからお立会いいただき現地を確認いたしました。この現地もほとんど手をつけておらず山林化していて、現状としては畑としても当然認知出来ないような状態で、全員一致で非農地という認識を持った次第です。ここは一等地であって、現状としてはこのまま放置したら本当にイノシシの住みかになるような。一等地でもったいないという感じがするんですけど、そういう状況で、皆さんとこれは農地としては無理だなっていう判断をいたしました。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員　さんお願いします。
６番　岡﨑　道子　農業委員。

６　番　　何年もＢ判定ということで、(氏名) さんが近くでミカンを作っていてよくわかってらっしゃって何も問題はないと思います。よろしくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
高田郷の２筆について、説明のとおり、非農地として判断することに、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。
次に丸田郷と嬉里郷の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　続きまして、丸田地区と嬉里地区をあわせて申し上げます。筆番号８から２０までの１２筆です。遊休農地の所在地は、筆番号８　丸田郷（地番）、面積１１０㎡。筆番号９　丸田郷（地番）、面積７９０㎡。筆番号１０　丸田郷（地番）、面積１，００１㎡。筆番号１１　丸田郷（地番）、面積７９０㎡。筆番号１３　丸田郷（地番）、面積３００㎡。筆番号１４　丸田郷（地番）、面積４２０㎡。筆番号１５　丸田郷（地番）、面積７３４㎡。筆番号１６　丸田郷（地番）、面積１，８０３㎡。筆番号１７　丸田郷（地番）、面積５４９㎡。筆番号１８　丸田郷（地番）、面積１，３０２㎡。筆番号１９　丸田郷（地番）、面積１，８２９㎡。筆番号２０　嬉里郷（地番）、面積３.８７㎡。農振区分は、筆番号１６と２０の２筆についてが農振区域内の白地で、そのほかの筆はすべて農用地区域です。

場所を申し上げます。まず、４ページをご覧ください。丸田郷の筆番号８から１９のうちの筆番号１６を除いた１０筆をこの４ページに記載しております。図面の下に、丸田郷の（施設名）と〇〇団地を表記していますが、（施設名）から左折して少しいったところの山手のところに、筆番号１７と１８。そして、（施設名）からまっすぐ山手に上り、急な細道を上っていく中腹に筆番号１５。そしてさらに上っていって〇〇岳付近に筆番号８・９・１０・１１・１３・１４・１９がございます。

次に５ページをお願いします。図面中央に（施設名）を表記していますが、（施設名）から（施設名）へつながる細い道の途中に、筆番号１６と２０がございます。この２筆については、少し補足説明をいたします。この２筆は、一覧表の備考欄に、治山事業に伴う保安林指定のため、という説明を加えておりますが、県が行う治山事業に関連がありますのでそれについて少し説明を加えます。

（治山事業について説明）

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。まずは、丸田郷のほうからお願いします。増田　博光推進委員。

推進委員５　番　　１９日１時半に役場に集合しまして、森係長と崎山委員と私と３人で現地を確認しました。まず、８番から１６を除いて１９までですけど、ここは〇〇岳があるところですけど、もう道がないんですよね。これはもう２０年以上経って木ばかり生えて、車は入らないし人も行かれないんですよ。この前３人で見たんですけどどうしようもなくて。そして手前がミカンを作っているので、柵をしてありますので先まで行かれないんですよね。それで３人で確認して、あげましょうということです。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１２番　原口　正利農業委員。

１２番　私は１５日に、私と水谷さんと福本さんと森さんで確認いたしました。一応全部見させてもらったんですけど、今回の非農地の確認では丸田郷の（所有者）の裏の山ですね、さっき言っていた治山工事のところは、かなり急傾斜で段が大きいですね。それで確かに大きい山ですので治山工事が必要な対象地であって、山も本当にかなり長い間山林化したような状態で、すごい山になっておりました。ほかのところは（地区名）のほうはほとんど手つかずの山のような、昔から山のような状態のところばかりでございました。ほぼ山林といって間違いない急傾斜地ばかりでございました。以上です。

議　長　続きまして、４番　崎山　光子農業委員お願いします。

４　番　私は、初めて〇〇岳地区を増田さんと一緒に回らせていただきましたけど、増田さんから詳しく説明がありましたが、私はとにかくこんな山の上まで昔の方は開拓をされて畑を作っていらっしゃったんだという、昔の思い出に感動しまして、今これだけ後継者もいない畑では生活していけないという現状で、荒れ果てたのは致し方ないなというぐらい、今やっと新しく出来た〇〇岳に行く道路が１本ある中で、昔はない中でここまで山の中までされていたんだというのに感動しました。異議ありません。以上です。

議　長　続いて、嬉里郷の説明をお願いします。
坂口　勝利　推進委員。

推進委員
６　番　１９日午後から森係長と、それから丸田地区の崎山さんと増田さんと一緒に合流しました。現地を見に行ったんですけど、そこは昔防風林みたいにして槙の木が生えていたんですよね。坪数もほんの畳２枚ぐらいの広さなんです。ほとんど農業も出来ないような場所なんですよね。以上です。

議　長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
８番　山本　忠典　農業委員。

８　番　１１月１５日に確認させてもらいまして、治山事業の関係もありまして、面積も書いてありますように３.８７ということで、狭いということで、農業をするには厳しいというこ

とで、非農地としての申請のほうよろしくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、質問についてはまず治山事業を除いた部分について質問をお受けいたします。ご意見ありましたらどうぞ。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。それでは治山事業について、この２筆について何かご意見ご質問ありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
それでは、この筆番号で７、８、９、１０、１１、それから１３、１４、１５、１６、１７、１８、１９、２０、について異議のない方挙手をお願いいたします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。
次に岡郷の件について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　続きまして、岡地区を申し上げます。筆番号２１から２４までの４筆です。遊休農地の所在地は、筆番号２１　岡郷（地番）、面積１，５５５㎡。筆番号２２　岡郷（地番）、面積１，８０７㎡。筆番号２３　岡郷（地番）、面積３９４㎡。筆番号２４　岡郷（地番）、面積５２９㎡。農振区分はすべて農用地区域です。
場所を申し上げます。６ページをご覧ください。岡郷の国道２０７号線を〇〇方面へかなり進んだ丸をしてある場所です。（事業所名）からもう少し進んだ、道路沿いの急傾斜地に筆番号２１番から２４番の４筆がございます。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
　坂本秀哉　推進委員。

推進委員８　番　　１１月１５日１２時半くらいに確認をいたしました。水谷会長、福本事務局長、森係長、山口委員、私でございます。私の記憶では、私がこっちに帰ってきてからはもう既に荒れていた状態だったと思います。今も葛の海でございまして、草払いをしろと言っても急傾斜地でございまして。（所有者）も別の仕事されておりまして、多分耕作とか保全とかはまず無理じゃないかと思います。以上です。

議　長　　続きまして、１１番　山口　多美子委員お願いします。

１１番　　１１月１５日の１２時２０分より、水谷会長、福本局長、森係長、坂本推進委員、私とで現地確認をしました。現地はＢ判定ということで、もう大木が生えていて草は荒れてしまっていて農業をするのはもう到底無理だと判断しました。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、この４筆についてご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　岡郷の４筆について、説明のとおり、非農地として判断することに、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。全体を通してご意見ご質問ありませんか。
　はい、渡邉委員。

２　番　　赤線が引っ張ってある５番と６番は所在地不明で返ってきた。今後これはどうするのか。それと１２番。耕作をしているという事で取り下げたということは、ここの３年の判断はＢ分類になっていますよね。これがＡ分類になるのか。２点だけ。

事務局　　今回は非農地の判断ということでの議案を上げておりまして、筆番号の５と６は、連絡がつかなかったと。ご本人さんの意思確認が出来なかったということで、非農地判断からは今回除いたということです。それから筆番号１２番ですが、一応耕作をしているというご本人さんの連絡をいただきまして、確かに一部耕作されているというところがございまして。３年度はＢ分類と判断をさせていただいておりますので、こちらはこれで確定をさせていただこうと思っておりますが、来年度以降再度確認をして来年度以降の判断を改めて仰ぐという形で考えております。以上になります。

議　長　　増田委員から１２番の件について説明を。

推進委員
５　番　　この件は木を植えているんですよ、少しね。たまに手入れをしているんですよね。この前見た時には荒れてしまっていたんですけど、本人はまだちょこちょこしているからということにだったんですよ。ちょっと体が良くないのでどうなるかわからないけど、今のところはまだ自分でするということで確認をしています。以上です。

議　長　　榊を植えているということで、山なのか、畑なのか、その辺の捉え方がですね。榊を植えていれば遠くから見れば当然山にも見えますし。ただ本人さんが榊を植えているという意識があるということで取下げという形になっています。よろしくお願いします。

非農地については、非常にばらばらに挙げている状態があるんですね。私は農振協の中でも申し上げたんですけど、これは農林サイドとも協議をしていくわけですけども、やはり本格的に非農地を塊で落としていくということは今後大事だろうと。それを事前協議をするようにということで、農林サイドには申出をしております。私たちがＢ判定をずっと何年もしてもそのままというのはどういう意味があるのかと。Ｂ判定であれば、早く言えば山林化している部分ですから、ここら辺のめりはりをつけるということが今後の私たちの課題でもありますし、やり方ということについても、この内部の中で協議をしていきたいというふうに思っています。行政は行政の判断がありますから、そういうところを擦り合わせていきたいというふうに思います。そういうことでよろしくお願いします。

はい、渡邉委員どうぞ。

２　番　　５番と６番は現状のままということですよね。ここに限らず、ほかにも住所がわからないという部分があるんじゃないかなと思うんですよ。それで、委員会としては現状のままで、後の追跡調査などはもうやらないんですか。ずっとこのままの状態で今後いくということなのかなと。

事務局　　結構高齢化もありまして、相続で農地を受けたとかこういうことがどんどん増えてはきているのかなというふうに思っております。国のほうも今、農地に限らず、所有者の不明土地とかについてのいろいろと検討がなされております。今後、例えば未相続農地なども相続をすることが法制化されるというところが今もう打ち出されておりますので、そういったところが法律でも明らかになってくるのかなと考えておりまして、課題として今後検討させていただきたいと思います。

議　長　　国も未相続登記、それから住所の所在不明というのがいろいろ法的に解決方法がだんだんと進んでおります。ただこの件については親戚がいるわけですから、ここから確認していけば押さえていけるんじゃないかと。この２筆については確認をとれば所在が確認できると思いますので、その点は追跡をしていただくようにお願いしたいと思います。
　他にご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　これからは、報告事項に移ります。
　農地転用専決処分の報告　１件目について事務局、お願いします。

事務局　　それでは、報告いたします。
　まず、令和３年１１月総括表については、説明を省略いたしますので各自ご確認ください。
　報告事項の１ページをお開きください。農地転用専決処分報告書、農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出です。２００㎡未満の農業用倉庫にかかる届出となります。
　１.当事者の氏名・住所・職業。届出者は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。職業は農業です。２.土地の所在等は、本川内郷（地番）、面積１４１㎡。地目は、登記簿は畑、現況は、宅地です。３.転用計画。転用の目的は、農業用倉庫です。４.申請日　令和３年１０月２９日、５.専決処分の日　令和３年１１月１８日。
　以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和３年１１月２４日、長与町農業委員会　事務局長　福本美也子。

土地の所在地を説明します。２ページをお開きください。〇〇ダムから４００ｍほどの場所が申請地です。３ページに拡大図を載せていますが、〇〇公園の近くになります。
以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。原口さん、何かこの辺わかりますか。

７　番　　（届出人）の息子さんたちが農業をされていますので、その倉庫として使われるようになっています。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございます。
何かご質問ありませんか。なければ、２件目について事務局お願いします。

事務局　　５ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。市街化区域内の農地にかかる転用の届出となります。
１件目です。１.当事者の氏名・住所・職業。使用借人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。職業は、自営業です。使用貸人は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）。職業は農業です。２.土地の所在等。長与町吉無田郷（地番）、面積は２２５㎡。地目は、登記簿は田、現況は畑です。同じく（地番）、面積は１１㎡、地目は、登記簿、現況ともに畑です。合計２筆で２３６㎡です。土地の所有者は、使用貸人です。３.転用計画。転用の目的に係る事業または施設の概要は、一般住宅建築です。永久の使用貸借権を設定します。４.申請日　令和３年１０月２５日、５.専決処分の日　令和３年１１月１８日。
土地の所在地を説明します。６ページをお開きください。図面の下段に、（氏名）がございますが、そこから少し下った道沿いの黄色で表示してある場所が、届出地の２筆です。
続けて２件目を説明します。８ページをお開きください。同じく農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。
１.当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。職業は不動産業です。譲渡人は、９ページをご覧ください。５名いらっしゃいます。（氏名）さん、神奈川県伊勢原市上粕谷（地番）他、記載の４名です。２.土地の所在等。長与町嬉里郷（地番）、面積は２８６㎡、地目は、登記簿は畑、現況は休耕地です。土地の所有者は、譲渡人に同じです。３.転用計画。転用の目的に係る事業または施設の概要は、共同住宅建築です。売買による所有権移転です。４.申請日　令和３年１０月１９日、５.専決処分の日　令和３年１１月８日。
土地の所在地を説明します。１０ページをお開きください。広域図になりますが、嬉里郷の（事業所名）や（施設名）から山手の方に進んだ場所が申請地です。１１ページに付近の

拡大図を載せていますが、岡郷と嬉里郷の郷境のあたりになります。
　以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和３年１１月２４日、長与町農業委員会事務局長　福本美也子。
　以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。
　なければ、次は、行事報告です。事務局よりお願いします。

【この後、令和３年１１月の行事報告が行われた】

議　長　　１２月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　１２月２４日（金）９時３０分からいかがでしょうか。

【異議なし】

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会１１月総会を閉会します。